

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 11 号

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市交通事故弔慰金支給条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市交通事故弔慰金支給条例 (平成 11 年瀬戸市条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給対象者) 第 2 条 交通事故弔慰金 (以下「弔慰金」という。) の支給対象者は、次に掲げる要件を備える者 (以下「被害者」という。) の遺族とする。 交通事故が発生したとき、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) により本市の住民基本台帳に記録されている者 < 省略 >	(支給対象者) 第 2 条 交通事故弔慰金 (以下「弔慰金」という。) の支給対象者は、次に掲げる要件を備える者 (以下「被害者」という。) の遺族とする。 交通事故が発生したとき、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) により本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) により本市の外国人登録原票に登録されている者 < 省略 >

(瀬戸市下水道条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市下水道条例 (昭和 45 年瀬戸市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類</p> <p>から まで <省略></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>個人の場合は、住民票の写し又は<u>外国人登録済証明書</u>、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類</p> <p>から まで <省略></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した交通事故の被害者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例に基づいて提出されている指定の申請は、改正後の瀬戸市下水道条例に基づいて提出されたものとみなす。